

特研イ第 203-5 号
令和 3 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会
義務教育主管課長 殿
高等学校教育主管課長 殿
特別支援教育主管課長 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
宍戸 和成
(公印省略)

令和 4 年度インクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業に係る
公募について (依頼)

平素より、本研究所の事業に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本研究所では、令和 3 年度から、インクルーシブ教育システム構築を目指す地域を支援する標記事業を行うこととし、今年度も事業に参画する都道府県及び市区町村教育委員会を公募することとしました。

つきましては、下記の資料を御検討いただき、本事業に御応募くださいますようお願いいたします。また、御多用のところ恐縮ですが、都道府県教育委員会におかれましては、本事業について管内の市区町村教育委員会（指定都市を除く）にもお知らせいただきますようお願いいたします。

申請の締切りは令和 3 年 12 月 10 日（金）とさせていただきます。指定都市以外の市区町村教育委員会が本事業に申請をする際は、お手数ですが都道府県教育委員会より申請書をお送りいただきますようお願いいたします。

本事業内容や申請に関して御不明なことがございましたら、下記問い合わせ先までメールまたは電話にて御相談ください。

記

- ・別紙 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業実施要項
- ・別紙様式 令和 4 年度地域支援事業申請書
- ・資料 1 令和 4 年度の地域支援事業において想定される事業内容と申請書の記入例
- ・資料 2 地域支援事業とは？

<本件実施担当>

インクルーシブ教育システム推進センター

<本件お問い合わせ先>

総務部総務企画課総務係

電 話：046-839-6803

E-mail：a-somu@nise.go.jp

(別紙)

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム 構築のための地域支援事業実施要項

令和2年12月16日

1. 目的

この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が、インクルーシブ教育システム構築に向けて、地域や学校が直面する課題に対して、都道府県及び市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の申請に応じて、当該教育委員会と協働して課題の解決を図るインクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業（以下「地域支援事業」という）を実施するにあたり必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

2. 対象

地域支援事業に申請する団体は、都道府県・市区町村教育委員会とする。

3. 期間

期間は1年間とし、地域支援事業への申請は年度毎に行うものとする。

4. 事業内容

地域支援事業は、研究所が、教育委員会からの申請に応じて、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題解決を協働して行うものである。研究所は教育委員会に対して、本事業が対象とする事業内容例を提示する（参考資料1）。教育委員会は、事業内容例を参考に、地域の課題に応じた事業内容を研究所に申請する。研究所は、選考を行い、実施可能な事業を申請した教育委員会を地域支援事業指定機関（以下「指定機関」という。）として指定する。

研究所と指定機関は、日常的に連携し協働して本事業を推進する。

研究所は、本事業を担当する研究職員を中心に、指定機関の担当者と協働して課題解決に向けた取組を行う。

指定機関の担当者は、地域で課題解決に向けた取組を行い、研究所が指定する日に研究所に来所してその実施状況等を報告する。また、事業終了時に報告書を作成し、研究所に提出する。

研究所と指定機関は、地域のインクルーシブ教育システム構築に資するため、本事業期間中及び終了後に、連携して本事業の成果普及に努める。

5. 研究所、指定機関の役割

(1) 研究所の役割

- ・平成28年度から令和2年度に実施した地域実践研究の研究成果からインクルーシブ教育システム構築に向けた事業内容例を提示
- ・申請のあった教育委員会の中から地域支援事業指定機関を選定
- ・地域支援事業指定機関と連携して本事業を推進
- ・成果の普及

(2) 地域支援事業指定機関である教育委員会の役割

- ・研究所に地域支援事業を申請
- ・研究所と連携して地域で本事業を推進
- ・担当者を研究所が指定する日に研究所に派遣し、実施状況等を報告（年1回×2日程度を

(別紙)

想定)

- ・ 成果の普及

6. 経費負担

地域支援事業の実施に係る費用のうち、研究所の研究職員が指定機関に協議等のため出張する際の旅費、成果普及に係る費用（会場費、旅費等）は、原則として研究所が支出するものとする。

地域支援事業指定機関担当者の研究所への来所に係る旅費等は、指定機関の負担とする。

7. 地域支援事業の中止又は期間の延長

研究所及び教育委員会は、天災その他やむを得ない理由のため、本事業の継続が困難となったときは、両者協議の上、事業を中止し、または事業期間を延長することができる。

8. その他

その他、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、研究所が別に定めるものとする。

(別紙様式)

令和 年 月 日

令和4年度 地域支援事業申請書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

教育委員会名：

教育長名：

下記のとおり地域支援事業への参画を申請します。

事業名	
インクルーシブ教育システム構築にかかる現状と課題 (本事業への参画を申請する背景を記入してください。)	
事業への参加目的と取り組む事業の内容 (事業の具体的な内容や取り組み方法等を記入してください。)	

※資料1を参照の上、具体的にご記入ください。

※参画申請する事業に関連する資料があれば添付してください。

教育委員会における地域支援事業の担当者

職名：	
氏名：	
電話番号	
e-mail：	

令和4年度の地域支援事業において想定される事業内容と申請書の記入例

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方に関すること

- ・地域におけるインクルーシブ教育システムの構築の取り組み方法や内容について
- ・リーフレットやチラシの作成及び普及等による理解啓発の推進について

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化に関すること

- ・障害のある子供の就学相談や合理的配慮の進め方について
- ・交流及び共同学習に関する校内支援体制の構築について

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上に関すること

- ・教育委員会が実施する研修プログラムの作成について
- ・校内研修の実施方法について

IV. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実に関すること

- ・個別の教育支援計画を活用した情報共有体制の構築について
- ・障害のある生徒の就労に向けた関係機関との連携方法について

<地域支援事業申請書の記入例1>

現状と課題	本市では、発達障害のある子供が通常の学級に在籍しているが、障害のある子供への教員の理解が十分とはいえず、合理的配慮が行われていない学校が複数あることが市としての課題となっている。
事業への参加目的と取り組む事業の内容	教員の理解を深めるため、教育委員会としては、今実施している研修会をより効果的なものにしたいと考えている。そこで、現在実施している研修内容・方法・実施時期について一覧にして整理し、特総研に改善の手立てを相談しながら、次年度以降実施する研修の計画案を作成する。

<地域支援事業申請書の記入例2>

現状と課題	本町では、インクルーシブ教育システムの理解が進んでおらず、障害のある子供やその家族が地域で過ごしづらい状況がある。地域の方たちにインクルーシブ教育システムについて理解していただき、共生社会を形成する基盤づくりをすることが課題である。
事業への参加目的と取り組む事業の内容	学校が中心となり地域の方たちへの理解啓発をしていきたいと考えている。その方法としてリーフレット作成や地域講演会の実施を計画している。どのような内容で実施すると効果的かを本事業の中で検討し、年度内にリーフレットの配布と地域講演会を実施したい。

地域支援事業とは？

教育委員会と研究所が連携して 地域のインクルーシブ教育システム構築を推進する事業です

- 研究所との連携により、インクルーシブ教育システム構築に関する課題解決に向けた取組を推進します
- これまでの「地域実践研究」の研究成果を活用できます
- 他の参加地域と情報交換することができます
- 事業の成果を、研究所と協働して地域に普及することができます



※ 事業は単年度で募集しますが、再度申請いただくことは可能です。



このような事業に取り組みませんか

- 専門性のある指導体制の確保
「教育委員会主催の研修」「切れ目ない支援体制づくり」
- 交流及び共同学習の推進
- インクルーシブ教育システムに関連した理解啓発
「通常の学級担任向けの校内研修プログラム作成」
「障害理解授業」「地域に向けた理解促進」